

# 一般社団法人日本外科学会外科専門医制度規則（定款施行細則第8号）

## 第1章 総則

（施行）

**第1条** この法人（以下、本会と略記）は、本会外科専門医制度を施行する。

（目的）

**第2条** 本会外科専門医制度は、医の倫理を体得し、かつ、高度の外科専門的知識と技術を修得した外科専門医（以下、専門医と略記）を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

（業務）

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、専門医（ただし、本会外科専門医制度における外科専門医に限る、以下同じ）の認定に関する業務を行うとともに、より高度の外科医を育成するための諸制度を検討する。

2 日本専門医機構との協働による専門医制度に関する業務については、日本専門医機構との契約の下で別に定める規則に基づき運用する。

## 第2章 専門医制度委員会

（設置）

**第4条** 本会に、前条の業務を管掌するため、専門医制度委員会を置く。

（構成及び運営）

**第5条** 専門医制度委員会の構成及び運営については、別に定める。

## 第3章 専門医

### 第1節 予備試験

（予備試験）

**第6条** 修練医は、前条に定める修練の開始登録（以下、修練開始登録と略記）を申請した日から満4年以上を経過した後に、別に定める予備試験を受験し、かつ、これに合格した後に、専門医の認定を申請することができる。

2 予備試験を受験しようとする者（以下、予備試験受験者と略記）は、別に定める受験申請書類を提出し、別に定める予備試験受験料を納付する。ただし、既納の予備試験受験料は、いかなる理由があっても

返還しない。

3 予備試験は、別に定める予備試験委員会が行う。

### 第2節 専門医の認定

（初回認定申請者）

**第7条** 卒後初期臨床研修を平成27年度までに開始し、かつ、初めて専門医の認定を申請する者（以下、初回認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 申請時において、本会の会員（以下、会員と略記）であること。

3) 申請時において、修練開始登録を申請した後、通算5年以上、修練を行った者であること。

4) 申請時において、前条の修練実施計画を修了した者であること。

5) 申請時において、第6条の予備試験に合格した者であること。

6) 申請時において、別に定める診療経験及び業績を有する者であること。ただし、修練開始登録を申請した期日より前の診療経験又は業績は、本号の診療経験又は業績として算定することができない。

7) 前号の規定にかかわらず、別に定める規定によって修練開始登録の申請を卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなされた者は、卒後初期臨床研修の期間中の臨床経験又は業績を、前号の診療経験又は業績として算定することができる。

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず専門医として認定されなかった者又は専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、前項の規定を準用する。

3 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

（更新認定申請者）

**第8条** 更新のため専門医の認定を申請する者（以下、更新認定申請者と略記）は、次の各号の資格を

すべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
  - 2) 申請時において、専門医であること。
  - 3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。
  - 4) 申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。
- 2 更新認定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本会と緊密な関連を有する外科分科領域専門医（以下、関連外科専門医と略記）の資格を有する更新認定申請者は、申請書類の提出及び申請手数料の納付を割愛するために、別に定める申請を行うことができる。

（特例更新認定申請者）

**第9条** 専門医の資格を喪失した者のうち、前条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、1年以内に専門医の認定を申請する者（以下、特例更新認定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
- 2) 専門医であったことを専門医認定証によって証明できるものであること。
- 3) 過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。
- 4) 過去5年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。

（移行認定申請者）

**第10条** 申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する本会認定登録医（以下、認定登録医と略記）は、移行のため専門医の認定を申請することができる。

- 2 前項の規定によって専門医の認定を申請する者（以下、移行認定申請者と略記）は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

（認定）

**第11条** 専門医の認定の業務は、別に定める専門医認定委員会（以下、認定委員会と略記）が行う。

- 2 認定委員会は、初回認定申請者については、毎年1回、別に定める申請書類及び面接試験によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

- 3 認定委員会は、更新認定申請者及び特例更新認定申請者並びに移行認定申請者については、毎年1回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

- 4 認定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び本会理事会（以下、理事会と略記）の決議を経て、専門医として認定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 5 認定委員会は、前項によって専門医として認定しなかったときは、その者の指導責任者及び所属する施設の長に、その旨を通告する。

- 6 本条第4項の申請書類には、別に定める病歴抄録を含むものとする。

- 7 専門医として認定された者は、本会理事長（以下、理事長と略記）が定めた期日までに、別に定める認定料を納付しなければならない。ただし、既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

（認定証）

**第12条** 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が専門医として認定した者に対して、専門医認定証を交付する。

- 2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第13条の規定によって専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

- 3 前項の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる。ただし、関連外科専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、関連外科専門医の資格を喪失した日に終わる。

- 4 理事長は、前項の規定に従って専門医認定証の有効期間を延長したときは、延長通知書を発行する。

- 5 専門医の英文名称は Board Certified Surgeon とし、本人の請求によって、英文の専門医認定証を、別に交付されることができる。本条第2項の規定は、英文の専門医認定証の有効期間の場合に準用する。

(資格の喪失)

**第13条** 専門医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第14条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに認定料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
- 3) 専門医の認定を取り消されたとき。
- 4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。
- 5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。
- 6) 専門医認定証の交付の日から満5年間を経て、改めて専門医の認定を受けなかったとき。

(資格の取消)

**第14条** 専門医に専門医としてふさわしくない行為があったとき、又は専門医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、専門医の認定を取り消すことができる。この場合、その専門医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 認定登録医

(認定登録医の登録)

**第15条** 認定委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず、同第1号から第3号までの資格を満足する更新認定申請者については、別に定める規定により、認定登録医として登録することができる。

- 2) 認定登録医として登録された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める登録料を納付しなければならない。ただし、既納の登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新登録申請者)

**第16条** 更新のため認定登録医の登録を申請する者(以下、更新登録申請者と略記)は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
- 2) 申請時において、認定登録医であること。
- 3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める

研修実績を有する者であること。

- 2) 更新登録申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。  
(更新登録)

**第17条** 認定登録医の更新登録の業務は、認定委員会が行う。

- 2) 認定委員会は、更新登録申請者については、毎年1回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、認定登録医として必要な条件を満足する者を、認定登録医として登録する。
- 3) 認定委員会は、更新登録申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、認定登録医として登録しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4) 認定委員会は、前項によって更新登録申請者を認定登録医として登録しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。
- 5) 本条第2項によって認定登録医として登録された者の登録料は、第15条第2項の規定を準用する。  
(登録証)

**第18条** 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が認定登録医として登録した者に対して、認定登録医登録証を交付する。

- 2) 認定登録医登録証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第19条の規定によって認定登録医の資格を喪失したときは、認定登録医登録証の有効期間は、認定登録医の資格を喪失した日に終わる。  
(資格の喪失)

**第19条** 認定登録医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第20条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに登録料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して認定登録医としての資格を辞退したとき。
- 3) 認定登録医の登録を取り消されたとき。
- 4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。

- 5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。
- 6) 認定登録医登録証の交付の日から満5年間を経て、改めて認定登録医の登録を受けなかったとき。  
(資格の取消)

**第20条** 認定登録医に認定登録医としてふさわしくない行為があったとき、又は認定登録医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、認定登録医の登録を取り消すことができる。この場合、その認定登録医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第5章 指導医

(初回選定申請者)

**第21条** 初めて指導医の選定を申請する者（以下、初回選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 専門医又は認定登録医であること。
  - 2) 引き続き10年以上、会員であり、かつ、外科診療及び外科に関する研究に従事している者であること。
  - 3) 専門医又は従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則によって認定された認定医（以下、認定医と略記）として認定を受けた後、通算10年以上、指定施設又は関連施設に勤務し、外科診療に従事した者であること。
  - 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
  - 5) 別に定める診療経験を有する者であること。
- 2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指導医として選定されなかった者又は指導医の資格を喪失し、若しくは取り消された者であって、かつ、改めて指導医の選定を申請する者には、前項の規定を準用する。ただし、指導医の資格を喪失した者のうち、第22条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、2年以内に指導医の選定を申請する者は、本項の規定にかかわらず、申請時において、第23条第1項各号の資格をすべて満足するものであることを要する。
- 3 初回選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、

別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。  
(更新選定申請者)

**第22条** 更新のため指導医の選定を申請する者（以下、更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。
- 3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。  
(特例更新選定申請者)

**第23条** 第21条第2項ただし書の規定によって指導医の選定を申請する者（以下、特例更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であったことを指導医選定証によって証明できる者であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。
- 3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別冊又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 特例更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(選定)

**第24条** 指導医の選定の業務は、別に定める指導医選定委員会（以下、選定委員会と略記）が行う。

2 選定委員会は、初回選定申請者及び更新選定申請者並びに特例更新申請者について、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指導医として

必要な条件を満足する者を、指導医として選定する。ただし、選定委員会は、その必要があると認めただけの場合、その他の方法による審査を併せて行うことができる。

- 3 選定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認めるときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医として選定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前項によって指導医として選定されなかった者は、その日から3年間、指導医の選定を申請することができない。
- 5 選定委員会は、本条第3項の規定によって選定申請者を指導医として選定しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。
- 6 指導医として選定された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める選定料を納付しなければならない。ただし、既納の選定料はいかなる理由があっても返還しない。

(選定証)

**第25条** 理事長は、理事会の決議を経て、選定委員会が指導医として選定した者に対して、指導医選定証を交付する。指導医選定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第26条の規定によって指導医の資格を喪失したときは、指導医選定証の有効期間は、指導医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

**第26条** 指導医は、次の各号の理由により、選定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第27条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに選定料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して指導医としての資格を辞退したとき。
- 3) 指導医の選定を取り消されたとき。
- 4) 専門医の認定又は認定登録医の登録を取り消されたとき。
- 5) 指導医選定証の交付の日から満5年間を経て、改めて指導医の選定を受けなかったとき。

(資格の取消)

**第27条** 指導医に指導医としてふさわしくない行為があったとき、又は指導医として不適当と認められたときは、選定委員会、専門医制度委員会及び理事

会の決議によって、指導医としての資格を取り消すことができる。この場合、その指導医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第6章 指定施設及び関連施設

(指定申請施設)

**第28条** 指定施設の指定を申請する診療施設（以下、指定申請施設と略記）は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 外科系病床として常時30床を有していること。
- 2) 1名以上の指導医及び2名以上の専門医又は認定登録医が常勤していること。
- 3) 指導医の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間150例以上の外科の手術症例数を有していること。
- 4) 修練実施計画が編成され、かつ、これに基づく修練が可能であること。
- 5) 中央検査室及び中央図書室を有するか、それらに相当する体制があること。
- 6) 病歴の記載及び整理が完備していること。
- 7) 剖検室を有するか、それに相当する剖検の体制があること。
- 8) 他科との総合カンファレンス及び合併症例又は死亡例に関する合同カンファレンスなどの教育行事が定期的で開催され、かつ、その記録が整備されていること。

- 2 修練評価体制が整備されている指定申請施設は、別に定める申請書類を提出する。
- 3 本条第1項第4号の修練実施計画には、指定施設及び関連施設を合わせて、修練を行わせることのできる医師の年次別最大数を明記しなければならない。
- 4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて指定施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。
- 5 指定申請施設は、修練の一部を行わせるために必要があるときは、第29条に定める条件をすべて満足する診療施設を関連施設として、承諾することができる。

(関連申請施設)

**第29条** 関連施設の指定を申請する診療施設（以下、

関連申請施設と略記)は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 指定施設の指導責任者が関連施設として必要と認めていること。
  - 2) 指定施設の指導責任者から関連施設の指定を受けることに関する承諾を得ていること。
  - 3) 指導医、外科専門医更新を1回以上経た外科専門医(以下、専門研修指導医と略記)、関連外科専門医又は本会と緊密な関連を有する外科分科領域の学会の認定した指導医(以下、関連外科指導医と略記)が1名以上常勤していること。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。
  - 4) 前号の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間50例以上の外科の手術症例数を有していること。
  - 5) 指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行わせることが可能であること。
- 2 関連申請施設は、別に定める申請書類を提出する。
- 3 前年度までに審査を受けたにもかかわらず関連施設として指定されなかった診療施設又は関連施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。
- 4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。
- (指定)

**第30条** 指定施設及び関連施設の指定の業務は、別に定める指定施設指定委員会(以下、指定委員会と略記)が行う。

- 2 指定委員会は、指定施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指定施設として必要な条件を満足する施設を、指定施設として指定する。
- 3 指定委員会は、関連施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、関連施設として必要な条件を満足する施設を、関連施設として指定する。
- 4 指定委員会は、本条第3項にかかわらず、そのつど、別に定める申請書類によって審査を行い、関連

施設としてふさわしい施設を、関連施設として暫定的に指定(以下、仮指定と略記)することができる。

- 5 指定委員会は、前項によって関連施設として仮指定された診療施設が、仮指定の有効期間が終了した後、仮指定の有効期間中に、次の各号の条件をすべて満足していたことを確認した場合は、仮指定の有効期間を、関連施設証の有効期間に加算することができる。
- 1) 指導医、専門研修指導医、関連外科専門医又は関連外科指導医が1名以上常勤していたこと。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。
  - 2) 前号の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、週1例以上の外科の手術症例数を有していたこと。
  - 3) 1名以上の修練医が、指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行ったこと。
  - 4) その他指定委員会が必要と認めた条件を充たしたこと。

(指定施設の報告)

**第31条** 指定施設は、毎年8月31日までに、次の各号の事項を、指定委員会に報告しなければならない。

- 1) 名称
- 2) 住所、連絡先
- 3) 勤務医師名簿
- 4) 指導体制
- 5) その他指定委員会が必要と認めた事項

(指定証)

**第32条** 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が指定施設として指定した指定申請施設に対して、指定施設証を交付する。

- 2 指定施設証の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、第34条第1項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、指定施設証の有効期間は、指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(関連証)

**第33条** 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が関連施設として指定した関連申請施設に対して、関連施設証を交付する。

- 2 関連施設証の有効期間は、交付の日から1年とする。ただし、関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、第34条第

1 項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、当該関連施設の関連施設証の有効期間は、当該指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

**第34条** 指定施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第3号の場合については第35条第1項の定めるところによる。

- 1) 第28条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。
  - 2) 正当な理由を付して指定施設としての資格を辞退したとき。
  - 3) 指定施設の指定を取り消されたとき。
  - 4) 指定施設証の交付の日から満3年間を経て、改めて指定施設の指定を受けなかったとき。
- 2 前項第1号に該当するときは、当該指定施設の指導責任者は、直ちに指定委員会に届け出なければならない。
- 3 関連施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第4号の場合については第35条第2項の定めるところによる。
- 1) 第29条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。
  - 2) 関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、本条第1項の規定によって資格を喪失したとき。
  - 3) 正当な理由を付して関連施設としての資格を辞退したとき。
  - 4) 関連施設の指定を取り消されたとき。
  - 5) 関連施設証の交付の日から満1年間を経て、有効期間が終了した後、改めて関連施設の指定を受けなかったとき。

(資格の取消)

**第35条** 指定施設に指定施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、指定施設の指定を取り消すことができる。この場合、その指定施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 関連施設に関連施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、関連施設の指定を取り消すことができる。この場合、その関連施設の指導

責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

**第36条** この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて変更することができる。

(規則の廃止)

**第37条** この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて廃止することができる。

## 第8章 補則

(補則)

**第38条** この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

(会員への公告)

**第39条** この規則の施行に関して、理事長又は理事会若しくは当該委員会によって決定された事項は、機関誌又は公告によって会員に公告する。

(経過措置)

**第40条** 従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則の廃止(平成19年2月27日廃止)にかかわらず、認定医の認定医認定証は、その有効期間にかかわらず、終身にわたって有効とする。ただし、国会定款第10条の規定によって会員としての資格を喪失したときは、認定医認定証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

2 本会は、令和8年1月31日をもって、予備試験の業務を終えて、第6条を廃止する。

3 本会は、令和8年12月31日をもって、指定施設及び関連施設の指定を終えて、第28条から第35条を廃止する。

4 本会は、令和9年1月31日をもって、専門医の初回認定を終えて、第7条及び第11条2項を廃止する。

(インターネットによる手続き及び申請書類の提出)

**第41条** この規則に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。
- 3 この規則は、平成25年4月10日から変更する。
- 4 この規則は、平成26年4月2日から変更する。
- 5 この規則は、平成27年4月15日から変更する。
- 6 この規則は、平成28年4月13日から変更する。
- 7 この規則は、平成29年4月26日から変更する。
- 8 この規則は、令和6年4月17日から変更する。
- 9 この規則は、令和7年4月9日から変更する。